

山梨県公報

号外第三十四号

平成十三年

七月三日

火 曜 日

目 次

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	三
選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	三
山梨県県税条例の一部を改正する条例	三
山梨県営病院諸収入条例及び山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県奨学金貸付条例の一部を改正する条例	四
山梨県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例	四
山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例	五
山梨県警察組織条例の一部を改正する条例	五

条例のあらまし

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(市町村課)

- 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額の算定の基礎となる額の限度額を次のとおりとすることとした。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合 六万四千五百円(改正前六万二百万円)
 - 以外の契約で、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 一万二千五百円(改正前一万七千七百円)
- 県が候補者の契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に対し支払うポスター一枚当たりの金額の限度額を次のとおりとすることとした。
 - 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百十円四十八銭(改正前五百一円九十九銭)に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三万八千七百七十五円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して

得た金額

- 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六円七十三銭(改正前二十六円二十九銭)にその五百を超える数を乗じて得た金額に五十五万七千五百円(改正前五十五万二千八百七十円)を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(市町村課)

- 選挙長等の報酬の額を次のとおり改正することとした。

職 名	報 酬	
	改 正 後	改 正 前
選挙長 選挙長職務代理者	一日につき 一〇、七〇〇円	一日につき 一〇、四〇〇円
選挙分会会長 選挙分会会長職務代理者	一日につき 八、九〇〇円	一日につき 八、六〇〇円
選挙分会長 審査分会会長職務代理者		
選挙立会人		
審査分会立会人		

- この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(税務課)

- 自動車税
 - 排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)を創設することとした。
 - 環境負荷の小さい自動車
 - 次に掲げる自動車を平成十三年度に新車新規登録した場合は、平成十四年度及び十五年度の税率を軽減し、平成十四年度に新車新規登録した場合は、平成十五年度及び十六年度の税率を軽減する。
 - 低公害者(電気、天然ガス及びメタノール自動車)(控除率は概ね五十パーセント)
 - 最新排出ガス規制値より七十五パーセント以上排出ガス性能が良い低燃費車(控除率は概ね五十パーセント)
 - 最新排出ガス規制値より五十パーセント以上排出ガス性能が良い低燃費車

- (控除率は概ね二十五パーセント)
- (4) 最新排出ガス規制値より二十五パーセント以上排出ガス性能が良い低燃費車(控除率は概ね十三パーセント)
- (イ) 環境負荷の大きい自動車
- 次に掲げる自動車(低公害車、一般乗用バス及び被けん引車を除く。)について、それぞれ該当する年度以降の税率を概ね十パーセント重課する。
- (1) 平成十三年度に新車新規登録から十一年(ガソリン車)、LPG車を含む。)については十三年(経過した自動車については、平成十四年度以降)
- (2) 平成十四年度に新車新規登録から十一年(ガソリン車)、LPG車を含む。)については十三年(経過した自動車については、平成十五年以降)
- (二) バス及び三輪小型自動車のトレーラーの税率区分を廃止し、併せて三輪小型自動車の税率の改正をすることとした。
- 2 鉱区税
- 石炭鉱業構造調整臨時措置法の坑口開設の許可が拒否されたことにより、石炭を掘採することができない採掘鉱区に係る鉱区税の税率の特例措置を廃止することとした。
- 3 その他
- 自動車税の規定の整備及び自動車税・自動車取得税の全国統一様式導入に伴う規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。ただし、2については、平成十四年三月三十一日から施行することとした。
- 山梨県営病院諸収入条例及び山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十五号)(医務課)**
- 1 山梨県営病院諸収入条例の一部改正
- (一) 入院料の加算額を次のとおり改正することとした。

	改正後	改正前
A室入院料一種	二一、〇〇〇円	
A室入院料二種	一三、八六〇円	特等入院料 一三、八六〇円
B室入院料	七、五六〇円	
C室入院料一種	六、三〇〇円	
C室入院料二種	五、〇四〇円	一等入院料 五、〇四〇円
D室入院料一種	一、八九〇円	

D室入院料二種	一、四七〇円	二等入院料	一、四七〇円
---------	--------	-------	--------

- (二) 短期総合精密健康診断(人間ドック)料を廃止することとした。
- 2 山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正
- 中央病院の病床数を次のとおり改正することとした。
- 一般病床 六百七床(改正前五百三十床)
- 結核病床 二十床(改正前 五十床)
- 3 この条例は、平成十三年九月二十三日から施行することとした。
- 山梨県奨学金貸付条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(教育庁高校教育課)**
- 1 一般奨学金の貸付額を次のとおり改正することとした。
- 公立 月額一八、〇〇〇円(改正前月額一七、〇〇〇円)
- 私立 月額三〇、〇〇〇円(改正前月額二九、〇〇〇円)
- 2 この条例は公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。
- 山梨県高等学校定時課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(教育庁高校教育課)**
- 1 修学奨励金の額を月額一四、〇〇〇円(改正前月額一三、〇〇〇円)とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。
- 山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)(教育庁高校教育課)**
- 1 国又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在学する者に係る奨学金の額を月額二三、〇〇〇円(改正前月額二二、〇〇〇円)とすることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用することとした。
- 山梨県警察組織条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(警察本部警務課)**
- 1 警察法施行令の一部改正等に伴い、本県警察の所掌事務の整備を次のとおり行うこととした。
- (一) 警務部の所掌事務に、「情報の公開に関すること。」を加えることとした。
- (二) 生活安全部の所掌事務のうち「犯罪統計に関すること。」を刑事部に移管することとした。
- 2 この条例は、平成十三年十月一日から施行することとした。

条 例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月三日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十二号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改める。

第四条第一号中「六万二百円」を「六万四千五百円」に改め、同条第二号八中「一万七千七百円」を「一万二千五百円」に改める。

第八条第一号中「五百一円九十九銭」を「五百十円四十八銭」に改め、同条第二号中「二十六円二十九銭」を「二十六円七十三銭」に、「五十五万二千八百七十円」を「五十五万七千七百五十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月三日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十三号

選挙長等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償条例（昭和四十六年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「一〇、四〇〇円」を「一〇、七〇〇円」に、「八、六〇〇円」を「八、九〇〇円」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年七月三日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十四号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。第百十六条第一項各号を次のように改める。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 総排気量（ロータリー・エンジンを原動機とする乗用車にあつては、一の作動室の容積にローターの数を乗じて得た容積に一・五を乗じて得た数値を総排気量とする。以下本条において同じ。）が一リットル以下のもの及び電気自動車（電気を動力源とする自動車で府令で定めるものをいう。以下本条において同じ。）

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 七千五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 八千五百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 九千五百円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 一万三千八百円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 一万五千七百円

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 一万七千九百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 二万五百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 二万三千六百円

(10) 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 二万七千二百円

口 自家用 年額 四万七千七百円

(1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車 年額 二万九千五百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

(3)	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	年額 三万九千五百円
(4)	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	年額 四万五千円
(5)	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額 五万千円
(6)	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額 五万八千円
(7)	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額 六万六千五百円
(8)	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額 七万六千五百円
(9)	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額 八万八千円
(10)	総排気量が六リットルを超えるもの	年額 十一万千円
二 トラック(三輪の小型自動車であるものを除く。)		
イ 営業用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)		
(1)	最大積載量が一トン以下のもの	年額 六千五百円
(2)	最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの	年額 九千円
(3)	最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの	年額 一万二千円
(4)	最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの	年額 一万五千円
(5)	最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの	年額 一万八千五百円
(6)	最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの	年額 二万二千円
(7)	最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの	年額 二万五千五百円
(8)	最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの	年額 二万九千五百円
(9)	最大積載量が八トンを超えるもの	年額 二万九千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに四千七百円を加算した額
ロ 自家用(けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。)		
(1)	最大積載量が一トン以下のもの	年額 八千円
(2)	最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの	年額 一万五千五百円
(3)	最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの	年額 一万六千円
(4)	最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの	年額 二万五百円
(5)	最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの	年額 二万五千五百円
(6)	最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの	年額 三万円
(7)	最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの	年額 三万五千円
(8)	最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの	年額 四万五千円
(9)	最大積載量が八トンを超えるもの	年額 四万五千円
三 バス(三輪の小型自動車であるものを除く。)		
イ 営業用		
(1)	一般乗合用のもの	
(i)	乗車定員が三十人以下のもの	年額 一万二千元
(ii)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額 一万四千五百円
(iii)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額 一万七千五百円
(iv)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額 二万円
(v)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額 二万二千五百円
(vi)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額 二万五千五百円
(vii)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額 二万九千円
(2)	自家用	
(i)	小型自動車であるもの	年額 五千三百円
(ii)	普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額 一万二千元
(iii)	普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	年額 一万二千円
に五千円を加算した額		
(1)	営業用	
(i)	小型自動車であるもの	年額 三千九百元
(ii)	普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額 七千五百円
(iii)	普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	年額 七千五百円
に三千八百円を加算した額		
(1)	被けん引自動車	
(i)	小型自動車であるもの	年額 一万二百円
(ii)	普通自動車であるもの	年額 二万六百元
八 けん引自動車		
(1)	営業用	
(i)	小型自動車であるもの	年額 七千五百円
(ii)	普通自動車であるもの	年額 一万五千円
六千三百円を加算した額		
年額 四万五千円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに		

(2) 一般乗合用のもの以外のもの		
(i)	乗車定員が三十人以下のもの	年額 二万六千五百円
(ii)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額 三万二千元
(iii)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額 三万八千元
(iv)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額 四万四千元
(v)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額 五万五千元
(vi)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額 五万七千元
(vii)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額 六万四千元
口	乗車定員が三十人以下のもの	年額 三万三千元
(1)	乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額 四万九千元
(2)	乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額 四万九千元
(3)	乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額 五万七千元
(4)	乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額 六万五千五百円
(5)	乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額 七万四千元
(6)	乗車定員が八十人を超えるもの	年額 八万三千元
四	三輪の小型自動車	年額 四千五百円
イ	営業用	年額 六千元
口	自家用	年額 六千元
第百十六条第二項を次のように改める。		
2 前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。		
一	営業用	
イ	総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車	三千七百元
口	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	四千七百元
ハ	総排気量が一・五リットルを超えるもの	六千三百円
二	自家用	
イ	総排気量が一リットル以下のもの及び電気自動車	五千二百円
口	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	六千三百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超えるもの	八千円
第百二十条第一項中「一」を「い」に、「規則で定める様式による申告書」を「府令で定める様式によつて、自動車税の賦課徴収に關し必要な事項を記載した申告書又は報告書」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、		

「申告書」の下に「又は報告書」を加え、「申告した」を「申告し、又は報告した」に、「前二項」を「前項」に、「申告しなければ」を「申告し、又は報告しなければ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第百二十六条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第百五十条の八第一項中「規則で定める様式によつて次項に定める」を「府令で定める様式によつて、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な」に改め、後段を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に、「規則で定める様式によつて、次に掲げる」を「府令で定める様式によつて、当該自動車の取得の事実に關し必要な」に改め、後段及び各号を削り、同項を同条第二項とする。

附則第五条中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第十二条の五第四項中「第百五十条の八第三項」を「第百五十条の八第二項」に改め、同条第五項中「許容限度」の下に「(次条において「窒素酸化物排出許容限度」という。）」を加える。

附則第十二条の六を次のように改める。

(自動車税の税率の特例)

第十二条の六 次の各号に掲げる自動車(電気を動力とする自動車で府令で定めるものの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で府令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で府令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で府令で定めるもの(第三項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。(一) 対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

一	平成三年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成元年三月三十一日)までに初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による新規登録(以下本条において「新車新規登録」という。)を受けた自動車	平成十四年度
二	平成四年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成二年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)	平成十五年度

第百十六条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
--------------	-------	-------

<p>第一百六条第一項第一号口</p>	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百元	四万四千七百元
	二万九千五百円	三万二千四百円
	三万四千五百円	三万七千九百円
	三万九千五百円	四万三千四百円
	四万五千円	四万九千五百円
	五万千円	五万六千円
	五万八千円	六万三千八百円
	<p>第一百六条第一項第二号イ</p>	六万六千五百円
七万六千五百円		八万四千円
八万八千円		九万六千八百円
十一万千円		十二万二千円
六千五百円		七千円
九千円		九千九百円
一万二千円		一万三千二百円
一万五千円		一万六千五百円
一万八千五百円		二万三百円
二万二千円		二万四千二百円
二万五千五百円		二万八千円

<p>第一百六条第一項第二号口</p>	二万九千五百円	三万二千四百円	
	四千七百円	五千円	
	八千円	八千八百円	
	一万五千五百円	一万二千六百円	
	一万六千円	一万七千六百円	
	二万五百円	二万二千五百円	
	二万五千五百円	二万八千円	
	三万円	三万三千円	
	三万五千元	三万八千五百円	
	四万五百円	四万四千五百円	
	六千三百円	六千九百円	
	七千五百円	八千二百円	
	一万五千円	一万六千六百円	
	一万二百円	一万二千二百円	
	<p>第一百六条第一項第二号ハ(2)</p>	二万六百元	二万二千六百円
		二万六千五百円	二万九千円
三万二千円		三万五千二百円	
三万八千円		四万八千八百円	
四万四千円		四万八千四百円	
五万五百円		五万五千五百円	
五万七千円		六万二千七百円	
六万四千元		七万四千元	
三万三千円		三万六千三百円	
四万円		四万五千円	
四万九千円		五万三千九百円	
五万七千円		六万二千七百円	

<p>第一百六条第一項第二号ハ(1)</p>	七千五百円	八千二百円
	一万五千円	一万六千六百円
	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万八千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千元	七万四千元
	三万三千円	三万六千三百円
	四万円	四万五千円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円

第百十六条第一項第一号	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
	四万五百円	四万九百円
	六千元	六千六百元
	三千七百元	四千四百円
	四万七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百円
	五千二百円	五千七百元
	六千三百円	六千九百円
第百十六条第二項第一号	九千二百円	一万百円
	一万二千六百円	一万三千八百円
	一万五千五百円	一万七千円
	一万九千円	二万九百円
	二万二千四百円	二万四千六百円
	二万六千四百円	二万九千円
	三万五百円	三万三千五百円
	三万五千六百円	三万九千円
	四万三百円	四万四千三百円
	一万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千六百円	三万三百円
	三万六千円	三万四千七百円
第百十六条第三項ただし書	四万八千円	四万四千八百円
	四万六千四百円	五万千円
	四万八千円	四万四千八百円
	三万六千円	三万九千六百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
第百十六条第四項	四万六千四百円	五万千円
	四万八千円	四万四千八百円
	三万六千円	三万九千六百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円
	三万六千円	三万四千七百円

第百十六条第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	二万九千五百円	一万五千円
	第百十六条第一項第一号ロ	

2 前項の規定の適用がある場合における第百十六条第三項本文の規定の適用については、同項本文中「税率」とあるのは、「税率（附則第十二条の六第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

3 エネルギ―の使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギ―消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの（第五項及び第七項において「低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で府令で定めるもの及び電気自動車等に対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

八万八千八百円	九万七千六百円
五万三千二百円	五万八千五百円
六万二千二百円	六万七千三百円
七万四四百円	七万七千四百円

第百十六条第一項第二号イ	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千元
	十一万円	五万五千五百円
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千元	六千元
一万五千元	七千五百円	
一万八千五百円	九千五百円	
二万二千元	一万円	
二万五千五百円	一万三千円	
二万九千五百円	一万五千元	
四千七百円	二千四百円	
八千円	四千円	
一万千五百円	六千元	
一万六千円	八千円	
二万五百円	一万五百円	
二万五千五百円	一万三千円	
三万円	一万五千元	
三万五千円	一万七千五百円	
四万五百円	二万五百円	

第百十六条第一項第二号イ(1)	六千三百円	三千二百円
	七千五百円	四千元
	一万五千円	八千円
	一万二千元	五千五百円
	二万六百元	一万五百円
	一万二千元	六千元
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万五千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第百十六条第一項第二号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千元	一万六千元
	三万八千円	一万九千円
	四万四千元	二万二千元
	五万七千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
	三万三千元	一万六千五百円
	四万千元	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
第百十六条第一項第三号ロ	八万三千円	四万五千五百円
	七万四千元	三万七千円
	六万五千五百円	三万三千円
	五万七千円	二万八千五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	四万千元	二万五百円
	三万三千元	一万六千五百円
	六万四千元	三万二千元
	五万七千円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	四万四千元	二万二千元
	二万六千五百円	一万三千五百円

第百十六条第一項第四号	四千五百円	二千五百円	
	六千円	三千円	
	三千七百円	千八百円	
	四千七百円	二千三百円	
	六千三百円	三千二百円	
	五千二百円	二千六百円	
	六千三百円	三千二百円	
	八千円	四千円	
	九千二百円	五千円	
	一万二千六百円	六千五百円	
第百十六条第二項第一号	一万五千五百円	八千円	
	一万九千円	九千五百円	
	二万二千四百円	一万五千五百円	
	二万六千四百円	一万三千五百円	
	三万五百円	一万五千五百円	
	三万五千六百円	一万八千円	
	四万三百円	二万五百円	
	一万三千六百円	一万二千円	
	一万七千六百円	一万四千円	
	三万六千六百円	一万六千円	
第百十六条第三項ただし書	三万六千円	一万八千円	
	四万八千円	二万五百円	
	四万六千四百円	二万三千五百円	
	五万三千二百円	二万七千円	
	六万二千二百円	三万千円	
	七万四百円	三万五千五百円	
	第百十六条第四項	八万八千八百円	四万四千五百円
		七千五百円	六千円
		八千五百円	六千五百円
		九千五百円	七千五百円
一万三千八百円		一万五百円	
一万五千七百円		一万二千円	
一万七千九百円		一万三千五百円	
二万九百円		一万五千五百円	
二万三千六百円		一万八千円	
二万七千二百円		二万五百円	
第百十六条第一項第一号イ	四万七千七百円	三万千円	
	二万九千五百円	二万二千五百円	
	三万四千五百円	二万六千円	
	三万九千五百円	三万円	
	四万五千円	三万四千円	
	五万千円	三万八千五百円	
	五万八千円	四万三千五百円	
	第百十六条第一項第一号ロ	二万九千五百円	二万二千五百円
	二万四千五百円	二万六千円	
	二万七千二百円	二万五百円	

4 前項の規定の適用がある場合における第百十六条第三項本文の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

5 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で府令で定めるものに対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用については、当該自動車（第三項の規定の適用を受ける自動車）が平成十四年度分及び平成十五年分間の自動車新規定登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年分間の自動車新規定登録を受けた場合にあつては平成十五年分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百十六条第一項第二号イ	六万六千五百円	五万円
	七万六千五百円	五万七千五百円
	八万八千円	六万六千円
	十一万円	八万三千五百円
	六千五百円	五千円
	九千円	七千円
	一万二千円	九千円
	一万五千円	一万五千五百円
	一万八千五百円	一万四千円
	二万二千円	一万六千五百円
第百十六条第一項第二号ロ	二万五千五百円	一万九千五百円
	二万九千五百円	二万二千五百円
	四千七百円	三千五百円
	八千円	六千円
	一万五千五百円	九千円
	一万六千円	一万二千円
	二万五百円	一万五千五百円
	一万五千五百円	一万九千五百円
	三万円	二万二千五百円
	三万五千円	二万六千五百円
第百十六条第一項第二号ハ(2)	四万五百円	三万五百円
	六千三百円	四千七百円
	七千五百円	六千円
	一万五千円	一万五千五百円
	二万六百元	八千円
	一万二千円	一万二千円
	一万五千五百円	一万五千五百円
	二万六百元	八千円
	二万六千五百円	一万五千五百円
	二万六千五百円	一万五千五百円
第百十六条第一項第二号イ(1)	一万二千円	九千円
	一万四千五百円	一万円
	一万七千五百円	一万三千五百円
	二万円	一万五千元
	二万二千五百円	一万七千円
	二万五千五百円	一万九千五百円
	二万九千円	二万二千円
	二万六千五百円	二万円
	三万二千円	二万四千元
	三万八千円	二万八千五百円
第百十六条第一項第二号イ(2)	四万四千円	三万三千元
	五万七千円	三万八千円
	五万七千円	四万三千元
	六万四千円	四万八千円
	三万三千元	二万五千元
	四万九千元	三万七千元
	四万七千円	三万七千元
	五万七千円	四万三千元
	六万五千五百円	四万九千五百円
	七万四千元	五万五千五百円
第百十六条第一項第四号	八万三千元	六万二千五百円
	四万五千円	三千五百円
	六千円	四千五百円
	三千七百円	二千八百円
	四千七百円	三千五百円
	六千三百円	五千円
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
第百十六条第一項第一号	三万三千元	二万五千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元
	四万九千元	三万七千元

第百十六条第二項第二号

五千二百円	四千円
六千三百円	五千円
八千円	六千円

第百十六条第三項ただし書

九千二百円	七千円
一万二千六百円	九千五百円
一万五千五百円	一万二千円
一万九千円	一万四千五百円
一万二千四百円	一万七千円
一万六千四百円	二万円
三万五百円	二万三千円
三万五千六百円	二万七千円
四万三百円	三万五百円

第百十六条第四項

二万三千六百円	一万八千円
二万七千六百円	二万円
三万六千六百円	二万四千円
三万六千円	二万七千円
四万八千円	三万円
四万六千四百円	三万五千円
五万三千二百円	四万円
六万二千二百円	四万六千円
七万四千元	五万三千円
八万八千八百円	六万七千円

6 前項の規定の適用がある場合における第百十六条第三項本文の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

7 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない自動車（第三項又は第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で府令で定めるものに対する第百十六条第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項の規定の適用に

ついては、当該自動車平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百十六条第一項第一号イ

七千五百円	七千円
八千五百円	七千五百円
九千五百円	八千五百円
一万三千八百円	一万二千五百円
一万五千七百円	一万四千元
一万七千九百円	一万六千元
二万五千元	一万八千円
二万三千六百円	二万円
二万七千二百円	二万四千元
四万七百元	三万五千五百円
二万九千五百円	二万六千元
三万四千五百円	三万五百円
三万九千五百円	三万四千五百円
四万五千元	三万九千五百円
五万八千円	四万四千五百円
五万八千円	五万五千元
六万六千五百円	五万八千円
七万六千五百円	六万七千円
八万八千円	七万七千円
十一万円	九万七千円
六千五百円	六千円

第百十六条第一項第一号ロ

第百十六条第一項第二号イ

六千五百円	六千円
-------	-----

第百十六条第一項第二号イ(1)	九千円	八千円	
	一万二千円	一万五百円	
	一万五千円	一万三千五百円	
	一万八千五百円	一万六千五百円	
	二万二千元	一万九千五百円	
	一万五千五百円	二万二千五百円	
	一万九千五百円	二万六千元	
	四千七百元	四千百元	
	八千円	七千円	
	一万五千五百円	一万五百円	
第百十六条第一項第二号イ(2)	二万五千五百円	二万二千五百円	
	二万九千円	二万五千五百円	
	二万六千五百円	二万三千五百円	
	三万二千元	二万八千元	
	三万八千元	三万三千五百円	
	四万四千元	三万八千五百円	
	五万五百元	四万四千元	
	五万七千元	五万円	
	六万四千元	五万六千元	
	三万三千元	二万九千元	
第百十六条第一項第三号イ	四万九千元	四万三千元	
	四万七千元	四万七千元	
	五万七千元	五万円	
	六万五千五百円	五万七千元	
	七万四千元	六万四千五百円	
	八万三千元	七万二千五百円	
	四万五千元	四千元	
	六千元	五千五百円	
	三千七百元	三千円	
	四千七百元	四千元	
第百十六条第一項第四号	六千三百円	五千五百円	
	五千二百円	四千五百円	
	六千三百円	五千五百円	
	八千元	七千元	
	九千二百円	八千五百円	
	一万二千六百元	一万千円	
	第百十六条第二項第一号	二万二千五百円	二万円
		一万七千五百円	一万七千五百円
		一万五千五百円	一万五千五百円
		一万四千五百円	一万三千円
一万二千円		一万五百円	
二万六百元		一万八千元	
第百十六条第二項第二号		七千五百円	七千円
		一万五千五百円	一万三千五百円
		一万二千円	九千円
		二万六百元	一万八千元
	第百十六条第三項ただし書	九千円	八千円
		一万二千円	一万五百円
		一万五千円	一万三千五百円
		一万八千五百円	一万六千五百円
		二万二千元	一万九千五百円
		一万五千五百円	二万二千五百円
一万九千五百円		二万六千元	
四千七百元		四千百元	
八千円		七千円	
一万五千五百円		一万五百円	
第百十六条第一項第二号ロ	九千円	八千円	
	一万二千円	一万五百円	
	一万五千円	一万三千五百円	
	一万八千五百円	一万六千五百円	
	二万二千元	一万九千五百円	
	一万五千五百円	二万二千五百円	
	一万九千五百円	二万六千元	
	四千七百元	四千百元	
	八千円	七千円	
	一万五千五百円	一万五百円	

第百十六条第四項	一万五千五百円	一万三千五百円
	一万九千円	一万七千円
	二万二千四百円	一万九千五百円
	二万六千四百円	二万三千元
	三万五百円	二万七千円
	三万五千六百円	三万円
	四万三百円	三万五千五百円
	一万三千六百円	二万円
	一万七千六百円	一万四千五百円
	三万六千六百円	二万七千五百円
	三万六千円	三万五千五百円
	四万八千円	三万五千五百円
	四万六千四百円	四万五百円
	五万三千二百円	四万六千五百円
	六万二千二百円	五万三千五百円
	七万四百円	六万五千五百円
	八万八千八百円	七万七千五百円

8 前項の規定の適用がある場合における第百十六条第三項本文の規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第百二十六条の改正規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県自動車税条例第百十六条及び附則第十二条の六の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山梨県営病院諸収入条例及び山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十二年七月三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県営病院諸収入条例及び山梨県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
山梨県条例第三十五号

(山梨県営病院諸収入条例の一部改正)

第一条 山梨県営病院諸収入条例（昭和四十年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「山梨県労働基準局長」を「山梨労働局長」に改め、同条第三項中「次の各号」を「次の表」に、「第二項」を「前項」に、「当該各号」を「同表」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

区 分	金 額	
	一 種	二 種
A 室内入院料	一日につき 一三、〇〇〇円（消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第一第八号に規定する資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」といふ。）に該当するものにあつては、二〇、〇〇〇円）	一日につき 一三、八六〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、一三、二〇〇円）
B 室内入院料	一日につき 七、五六〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、七、二〇〇円）	一日につき 六、三〇〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、六、〇〇〇円）
C 室内入院料	一日につき 五、〇四〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、四、八〇〇円）	一日につき 一、八九〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、一、八〇〇円）
D 室内入院料	一日につき 一、四七〇円（助産に係る資産の譲渡等に該当するものにあつては、一、四〇〇円）	一日につき 一、四〇〇円

「健康診断
料」
「普通健康
診断料」
「一回
診療報酬
に関する
厚生省

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付条例（次項において「新条例」といつ。）（第三条第一項の規定は、平成十二年四月一日から適用する。）（経過措置）

2 新条例第三条第一項の規定は、平成十三年四月一日（以下「適用日」といつ。）以後に入学する者について適用し、適用日前から在学している者に係る修学奨励金の貸付額については、なお従前の例による。

3 適用日以後において定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。）に転学し、若しくは編入学した者又は適用日前から在学している者で原学年に留め置かれたことのあるものに係る修学奨励金の貸付額は、前項の規定にかかわらず、当該転学し、若しくは編入学した者又は適用日前から在学している者で原学年に留め置かれたことのあるものの属する学年の在学者に係る修学奨励金の貸付額と同額とする。

4 適用日以後において定時制の課程（単位制による課程であるものに限る。）又は通信制の課程に転学し、又は編入学した者に係る修学奨励金の貸付額は、附則第二項の規定にかかわらず、当該転学し、又は編入学した者の属する年次の在学者に係る修学奨励金の貸付額と同額とする。

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十二年七月三日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十八号

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例（昭和六十二年山梨県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二万二千元」を「二万三千元」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例第四条第一項の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十二年七月三日

山梨県知事 天野 建

山梨県条例第三十九号

山梨県警察組織条例の一部を改正する条例

山梨県警察組織条例（昭和三十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中（土）を（土）とし、（十）を（土）とし、（九）を（十）とし、（八）を（九）とし、（七）の次に次のように加える。

（八）情報の公開に関すること。

第三条第三号中（七）を削り、同条第四号中（四）を（五）とし、（三）の次に次のように加える。

（四）犯罪統計に関すること。

附則

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番